徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第５０８号　令和４年１０月１４日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
６０１	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
６０２	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	文化の森振興センター
６０３	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
６０４	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	同
６０５	同	同
６０６	森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件	スマート林業課
６０７	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	森林整備課

【公告】

番号	表題	担当課名
	地方独立行政法人徳島県鳴門病院が実施する一般競争入札公告	医療政策課

【海区漁業調整委員会指示】

番号	表題	担当課名
5	全長２０センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	

【海区漁業調整委員会指示】

番　号	表　　題	担当課名
6	押網を船舶に積載することを禁止する件	

【内水面漁場管理委員会指示】

番　号	表　　題	担当課名
3	全長２０センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する区域及び期間を指示する件	
4	押網を船舶に積載することを禁止する件	

徳島県告示第六百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月十四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　申請の概要

1　申請者

名　称　大塚リッジ株式会社

住　所　鳴門市瀬戸町大島田字中山一―一

代表者　代表取締役社長　辺見和俊

2　工場又は事業場

名　称　鳴門パークヒルズ

所在地　鳴門市瀬戸町大島田字中山一―一

3　特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三ハに規定する入浴施設

4　特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二　縦覧の期間及び場所

1　期間

令和四年十月十四日から

令和四年十一月四日まで

2　場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第六百二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月十四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　契約に係る特定役務の名称及び数量
　とくしまネットワーク図書館システム更改等業務　一式
二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
　徳島県未来創生文化部文化の森振興センター
　徳島市八万町向寺山
三　契約の相手方を決定した日
　令和四年八月九日
四　契約の相手方の氏名及び住所
　富士通Ｊａｐａｎ株式会社
　東京都港区東新橋一丁目五―二
五　契約金額
　六千百六十万円
六　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
七　随意契約による理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第六百三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年十月十四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社マイウェイ	徳島市中吉野町一丁目七九番地一	ヘルパーステーションふくろうの杜	徳島市中吉野町一丁目七九番地一	訪問介護	令和四年七月十五日	令和四年八月三十一日
株式会社ほのか	同　西二軒屋町二丁目三九番地四　ヴィラ眉山Ａ棟一一一号	指定居宅介護サービスほのか	同　西二軒屋町二丁目三九番地四　ヴィラ眉山Ａ棟一一一号	同	同　二十六日	同　九月一日

徳島県告示第六百四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月十四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　契約に係る物品等の名称及び数量
　抗原定性検査に必要な検査キット　四百五十箱
二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
　徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
　徳島市万代町一丁目一番地
三　契約の相手方を決定した日
　令和四年八月十七日
四　契約の相手方の氏名及び住所
　株式会社幸燿
　香川県高松市田村町九四八番地
五　契約金額
　千二百九十三万九千三百円
六　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
七　随意契約による理由
　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号

徳島県告示第六百五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月十四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　契約に係る物品等の名称及び数量
　抗原定性検査に必要な検査キット　百四十箱
二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
　徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
　徳島市万代町一丁目一番地
三　契約の相手方を決定した日
　令和四年八月十七日
四　契約の相手方の氏名及び住所
　四国アルフレッサ株式会社
　香川県高松市国分寺町福家甲一二五五番地一〇
五　契約金額
　三百二十三万四千円
六　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
七　随意契約による理由
　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号

徳島県告示第六百六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和四年十月十四日から同年十一月十四日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和四年十月十四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　指定の種別

第二種森林管理重点地域

二　指定を解除しようとする区域

那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二、三八の五、三八の六及び三八の八から三八の一〇まで

三　縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部スマート林業課森林企画担当

電話番号　〇八八―六二一―二四四九

徳島県告示第六百七号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和四年十月十四日から同年十一月十四日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和四年十月十四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　指定の種別

第一種森林管理重点地域

二　指定をしようとする区域

那賀郡那賀町岩倉字イシカ谷三八の二の一部、三八の五、三八の六及び三八の八から三八の一〇まで

三　縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林整備課林地保全担当

電話番号　〇八八―六二一―二四五〇

公　　告

地方独立行政法人徳島県鳴門病院から依頼があったので、次のとおり公告する。

令和四年十月十四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

「病院・職員宿舎・看護専門学校・学生宿舎・体育館屋上防水工事等」について次のとおり一般競争入札に付するので、公告する。

令和四年十月十四日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長　森　裕　二

一　入札に付する事項

1　業務名

病院・職員宿舎・看護専門学校・学生宿舎・体育館屋上防水工事等

2　業務内容

㈠　本件に関する設計は、株式会社山田綜合設計［大阪府大阪市中央区大手通三丁目一番二号エスリードビル大手通］（以下「監理者」という。）が行い、工事監理（重点監理）を担っている。原則として、工事方法・内容は監理者に確認を行い又は指示を受けるものとし、その他監理者より指示があった場合も誠実に従うものとする。

㈡　受注者は工事関係者に対して、病院へ入館する日は一日一回以上検温の実施及び体調チェック表を作成させ、体温が三十七・五℃以上又は体調不良の者を入館させないこと。なお、体調チェック表は病院が実施している体調チェック表を参考に作成し、定期的に発注者へ提出すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の収束状況によってはこの限りでない。

㈢　受注者は工事関係者に対して、一目で患者（病院来院者を含む）と区別が行えるような腕章を着用させること。

㈣　本件業務途中及び完了後に施工した部分に歪み等の問題が無いことを確認するものとし、問題がある場合又は発注者若しくは監理者より指摘があった場合は、速やかに改善を行うこと。

㈤　工事車両について、台数を発注者担当者と協議の上、発注者が保有する駐車場への駐車を可能とする。なお、場所確保のためのバリケード等は受注者により準備及び設置すること。

㈥　工事関係者の休憩場所は原則として病院建物外とする。なお、発注者担当者と協議の上、前号により確保した場所へプレハブハウス等の仮設建物を設置して良いものとする。

㈦　本件において生じた廃棄物は、受注者の責任の下、すべて廃棄を行うこと。なお、廃棄物処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、分別解体及び特定建設資材の再資源化について適切な処置を行う他、地域の条件及び環境に配慮し適切に行うこと。

㈧　別紙地方独立行政法人徳島県鳴門病院・職員宿舎・看護専門学校・学生宿舎・体育館屋上防水工事等図面（意〇～五十三）及び工事内訳書に基づき、工事及び打診調査等を行うこと。

㈨　前号別紙図面（意四十四・意四十五）に記載する屋上広場は案であり、患者の癒しやリハビリ場となる療養環境として望ましい設備や仕様があれば発注者へ提案すること。

㈩　本件仕様書等に記載する内容以外で防水性を高めるために必要となる工事があれば発注者へ提案すること。

㈪　本件は公平性を期するために前第一号から第八号の内容により入札及び契約を締結する。ただし、前第九号及び第十号の提案があったときは、本件公告期間中であれば入札参加者全者への仕様変更を通達するものとし、契約締結後であれば契約内容変更の協議を行えるものとする。

※図面及び工事内訳書等は三に示す場所及び期間にて配布する。

3　業務期限

㈠　防水工事：令和五年三月三十一日（金曜日）まで。

㈡　屋上庭園：令和五年五月三十一日（水曜日）まで。

※ただし、新型コロナウイルス感染の拡大及びそれに関連した社会情勢により、人員及び材料等の調達が困難な場合は発注者担当者へ報告の上、期限の延長を協議出来るものとする。

4　業務場所

地方独立行政法人徳島県鳴門病院、同病院附属職員宿舎、同病院附属看護専門学校、同病院附属看護専門学校学生宿舎並びに同病院附属看護専門学校体育館

二　入札に参加する者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

㈠　地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（契約関係）（以下「会計規程実施規程」という。）に規定する徳島県の入札参加資格名簿に搭載されている者又は会計規程実施規程第七条第二項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。

㈡　会計規程実施規程第八条の規定に該当しない者であること。

㈢　入札しようとする者が、仕様書に示した要件、資格事項等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）等を法人の指定する様式により、五の2に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

㈣　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三　仕様書、入札説明書等に関する事項

1　交付場所

郵便番号　七七二―八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院　施設整備企画課
電話番号　〇八八―六八三―〇〇一一
ファクシミリ番号　〇八八―六八三―一八六〇
電子メールアドレスshisetsu@naruto-hsp.jp

2　交付期間

令和四年十月十四日（金曜日）から同年同月二十八日（金曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前十時から午後四時まで。

四　問合せ等について

1　問合せ先

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院　施設整備企画課
電話番号　〇八八―六八三―〇〇一一
ファクシミリ番号　〇八八―六八三―一八六〇
電子メールアドレスshisetsu@naruto-hsp.jp

2　問合せの方法及び受付期間

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。なお、期間については令和四年十月十四日（金曜日）から同年同月二十八日（金曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前十時から午後四時までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

五　応札仕様書等について

1　本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を法人の指定する様式により作成し、期限までに、様式に記入した規格の根拠となる書類等（パンフレット等）とともに、提出しなければならない。応札仕様書等の内容を審査した結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、法人から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2　応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

㈠　提出期限

令和四年十月二十八日（金曜日）午後四時

㈡　提出場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
地方独立行政法人徳島県鳴門病院　施設整備企画課

㈢　提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

六　入札手続等について

1　入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法

㈠　日時

令和四年十一月四日（金曜日）午前十時

㈡　場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院三階会議室

㈢　入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

2　郵送による場合の入札書の提出期限、宛先及び郵送方法

㈠　提出期限

令和四年十一月三日（木曜日）午後五時必着

㈡　宛先

郵便番号　七七二―八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院　施設整備企画課

㈢　郵送方法

二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封した上で、当該中封筒の表面には直接持参する場合と同様に入札者名を明記し、外封筒の表面には「病院・職員宿舎・看護専門学校・学生宿舎・体育館屋上防水工事等の入札書在中」の旨を朱書きしなければならない。

3　入札の方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額（消費税法及び地方税法に則った消費税等は含まない。）として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際上記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもって支払う旨（公租公課の増減が生じた場合も同様とする。）を、契約書に明記するものとする。

4　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5　入札保証金

免除

6　契約保証金

会計規程実施規程第三十六条第一項に規定するとおりとする。ただし、会計規程実施規程第三十九条第一項に規定するいずれかに該当する者は、契約保証金の全額又は一部を免除とする。

7　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

㈠　入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

㈡　入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

㈢　入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

㈣　入札に関し談合等の不正行為があったとき。

㈤　入札書に記名押印がないとき。

㈥　入札書の記載事項の確認ができないとき。

(七)　入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

(八)　その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

8　入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

9　落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五の応札仕様書等の審査によって適切と認められた入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

10　落札の無効

(一)　落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(二)　落札者となった者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

11　契約書作成の要否

要

12　その他

詳細は、入札説明書等による。

徳島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一二十条第一項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和四年十月十四日

徳島海区漁業調整委員会　会長　岡　本　彰

一　禁止する区域

徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二　禁止する期間

令和四年十一月一日から令和五年三月三十一日まで

三　指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1　徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2　国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島海区漁業調整委員会へ届出を行った場合

四　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年十月十四日から令和五年三月三十一日までとする。

徳島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一二十条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第三十一条第四号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和四年十月十四日

徳島海区漁業調整委員会　会長　岡　本　彰

令和四年十二月十五日から令和五年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島海区漁業調整委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

（別記様式）

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和　　年　　月　　日

徳島海区漁業調整委員会会長　　殿

住所
氏名　　印

令和４年１０月１４日付け徳島海区漁業調整委員会指示第６号の規定に基づき，次のとおり届け出ます。
なお，網枠と網とは，分離した上，積載いたします。

１　押網漁具を船舶に積載する理由（具体的に記載のこと。）

２　積載予定期間

３　航行予定区域

４　届出の対象船舶等
(1)船名

(2)漁船登録番号，船舶検査済票の番号又は船舶番号

(3)総トン数又は船舶の長さ

(4)船舶所有者の住所，氏名

(5)運航責任者の住所，氏名

(6)押網漁具の所有者の住所，氏名

徳島県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和四年十月十四日

徳島県内水面漁場管理委員会　会長　野　口　修　司

一　禁止する区域

徳島県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二　禁止する期間

令和四年十一月一日から令和五年三月三十一日まで

三　指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1　徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2　国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会へ届け出た場合

四　指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年十月十四日から令和五年三月三十一日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定に基づき、押網（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第三十一条第四号に規定する漁具（以下「当該漁具」という。））を船舶に積載することについて、次のとおり指示する。

令和四年十月十四日

徳島県内水面漁場管理委員会　会長　野　口　修　司

令和四年十二月十五日から令和五年四月十五日までの間は、当該漁具を船舶に積載してはならない。また、当該漁具が積載された船舶を運航してはならない。ただし、やむを得ない理由により、当該漁具を船舶に積載する必要があり、その日の三日前までに徳島県内水面漁場管理委員会に別記様式による届出書を提出した場合はこの限りでない。

（別記様式）

押網漁具の船舶への積載に関する届出書

令和　　年　　月　　日

徳島県内水面漁場管理委員会会長　　殿

住所
氏名　　印

令和４年１０月１４日付け徳島県内水面漁場管理委員会指示第４号の規定に基づき，次のとおり届け出ます。

なお，網枠と網とは，分離した上，積載いたします。

１　押網漁具を船舶に積載する理由（具体的に記載のこと。）

２　積載予定期間

３　航行予定区域

４　届出の対象船舶等

(1)船名

(2)漁船登録番号，船舶検査済票の番号又は船舶番号

(3)総トン数又は船舶の長さ

(4)船舶所有者の住所，氏名

(5)運航責任者の住所，氏名

(6)押網漁具の所有者の住所，氏名